

自治基本条例策定に係る基本方針

1 条例制定の背景

2000年の地方分権一括法施行による地方自治法改正の際、地方自治体の条例制定権は、自治事務のみならず法定受託事務にも及ぶこととされ、法令に反しない限り、条例を制定することができるようになっていきます。地方自治体が自らの政策に合わせ、総合的な立法を行うことができるようになり、自治基本条例やその他の独自条例が全国的に制定されるようになったことには、このような背景があります。また、この地方分権の流れは、条例制定権の拡大だけでなく、地域のことはできるだけ地域に委ねるという考え方により、これまで法律によって地方公共団体に義務付けていたものについて、それを外すという流れも生まれています。その一つに、地方自治法に規定されていた地方公共団体の基本構想（多くは総合計画に盛り込まれている。）があり、基本構想（総合計画）を制定しないという地方自治体も出てきました。よって、この基本構想（総合計画）の制定根拠として自治基本条例を策定するという動きもあります。

もう一つの背景として、岩倉市が進めてきた協働によるまちづくりという観点があります。岩倉市では、平成4年度から「行政の文化化研究会」を発足し、市民と職員が一緒になって行政課題の解決に取り組んできました。また、多くの市民や市民団体、地域などが幅広い分野で自主的・自発的に活動し、まちづくりに大きな力を発揮してきました。それを、「市民との協働」という言葉にして表し、現在の第4次総合計画へと引き継いでいます。また、近年、人口減少という日本全体の大きな問題を考える中で、この「協働」の必要性やあり方の議論が進んでいます。

自治基本条例は、自治体運営の基本理念や原則、そして市民・議会・行政の役割や責務などを示すものとされており、第4次総合計画においても協働ルールの確立とともにその制定が目標として掲げられ、また、市長のマニフェストの一つとして挙げられています。その協働ルールについては、平成23年度、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働ルールブック」としてまとめています。そして、平成23年度から24年度にかけて、次のステップとしてその議論を発展させ、自治基本条例の制定を目指すものです。

2 条例制定の目的

憲法に謳われている「地方自治の本旨」とは、一般的に、団体自治と住民自治の二つであるといわれています。団体自治については、普遍性も重要であり地方自治法に詳細に規定され、さらに、地方分権の流れで国との関係が上下か

ら対等になり、上述したとおり条例制定権が拡大されるなどの動きを見せています。それに対し、もう一方の住民自治については、地方自治法をはじめとした法律では規定されていません。これは、地域の自治が多種多様であり、国で一律に規定することができないものであるからです。よって、この領域について、地方分権という潮流に照らし、また、これまで長年、実践の中で培ってきた、自分たちのまちのことを自らが考え、責任を持って行動する岩倉らしい市民本位のまちづくりをいっそう発展させるため、自治に関する基本的な考え方や市民や行政や議会などの責務とその協働の仕組みを決めるなど、住民自治を団体自治においてどのように担保するのかを定めておくことが条例制定の概括的な目的となります。

3 条例策定の基本的な考え方

(1) 岩倉市の最高規範として位置づけます。

自治体の憲法と言える自治基本条例は、岩倉市のすべての条例の最上位に位置づけられるものとなります。よって、新たな条例や規則等を制定する場合は、自治基本条例の趣旨や条文との整合性を考慮しなければなりません。また、既存の条例や規則等についても、同様に見直すことが必要となります。

(2) 市民協働により条例案をつくります。

市民協働の基本指針に沿い、市民とともに条例案をつくっていきます。そのためには、多くの市民と職員ができるだけ共通の理解と認識を持ちながら進めていくことも必要となります。公募等によって選ばれた市民と職員で構成される自治基本条例検討委員会で議論された内容は、逐次、市のホームページや広報を通じ市民に発信し、広く市民からの意見を募っていきます。

(3) 誰にもわかりやすい表記とします。

条例は、まちづくりの主体である市民が理解しやすいような表現に努めます。ただし、条例という形式をとる以上、法制執務上の用語の使い方やルールを守る必要もあります。よって、条文に加え、逐条解説の作成についても、市民の目線に立って、可能な限りわかりやすいものにしていきます。

4 策定体制

(1) 岩倉市自治基本条例検討委員会

自治基本条例検討委員会設置要綱に基づき、岩倉市自治基本条例検討委員会を設置します。

市民及び職員で20人以内の構成とします。

効率的な運営のため、部会を設け、部会ごとに、起草委員を置きます。

(2) 庁内検討会

自治基本条例に対する理解と認識を深めるため、条例の基本的な知識や策定過程における市民協働のあり方などを検討します。

(3) 事務局

総務部企画財政課企画政策グループを事務局とします。

(4) アドバイザー

条例策定に当たり、指導や助言をしていただくため、学識経験者1人をアドバイザーとして、適宜、議論に参加していただきます。

5 策定スケジュール

平成23年度	1月～3月	庁内検討会における検討
	2月	キックオフフォーラムの開催
平成24年度	4月	岩倉市自治基本条例検討委員会の設置
	4月～10月	委員会における討議
	10月	シンポジウム 素案のパブリックコメント
	12月	議会での議決

自治基本条例策定体制図

